**登録事項変更届**

飼い犬の登録事項に変更または死亡があった場合は届け出が必要です。

届け出が無いと、次回から通知が届かない場合や飼い犬の死亡後も通知が届き続ける場合があります。

①マイクロチップ情報を環境大臣指定登録機関に登録している場合

お手持ちの登録証明書に記載のある届け先にて手続きを行ってください。

➁マイクロチップ情報を環境大臣指定登録機関に登録していない場合

またはマイクロチップを装着していない場合

下記にご記入の上、保健所までご提出願います（窓口・郵送・FAXなど）。

また、八尾市電子申請システム及び八尾市内の動物病院でも受付を行っております。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出年月日 |  年 月 日 |
| 登録番号 |  |
| **変更前**の内容※必ずご記入ください | 住所 | 八尾市 |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 犬の名前 |  | 犬種 |  |
| **変更後**の内容※変更箇所のみご記入ください | 住所 | 八尾市 |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 犬の名前 |  | 犬種 |  |
| 変更日 |  年 月 日 |
| 死亡日 |  年 月 日 |
| 備　考 |  |
| ➁の場合の届出先 |
| 郵送窓口faxなど | 八尾市保健所保健衛生課〒581-0006八尾市清水町１－２－５tel：072-994-6643fax：072-922-4965 | 八尾市電子申請システム | 登録事項変更 |  | 飼い犬死亡届 |  |